

議案第 1 2 号

国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する条例の制定
について

国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する条例を別紙のと
おり定めることとする。

令和 4 年 3 月 3 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

重要文化財「通潤橋」は、平成 2 8 年熊本地震、平成 3 0 年 5 月の豪雨とい
った相次ぐ災害により石垣の一部が崩落するという未曾有の被害を受けたこと
から、公開のあり方について関係者と検討を重ねてきました。この度、重要文
化財「通潤橋」の橋上部については、文化財的価値の活用と共に、見学者等
の人命の安全性の確保を図ることを目的として、新たな方法による観覧を開始
する方針となったため、条例を定める必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、江戸期から長い歴史の中で今日まで守り継がれてきた貴重な国民的財産である国指定重要文化財「通潤橋」(以下「通潤橋」という。)をこれまで不特定多数の者(以下「見学者等」という。)に対し公開してきた中、特に通潤橋の橋上部における公開については、人命の安全を確保する観点から、見学者等の行動が把握され、地震その他の災害時に避難等の適切な行動ができるよう安全に十分配慮することが重要であることに鑑み、平成27年5月19日付けで文化庁の確認を受けた重要文化財(建造物)通潤橋保存活用計画並びに文化庁から発付された文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針、重要文化財(建造物)耐震診断指針及び重要文化財(建造物)の耐震対策についての各指針に基づき通潤橋の橋上部における公開について定めることにより、文化財的価値の活用と人的安全性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 公開 文化財保護法(昭和25年法律第214号。第3号において「法」という。)第47条の2第1項の規定による重要文化財の公開をいう。
- (2) 観覧 町が通潤橋の橋上部における公開を行うことに伴い、見学者等が橋上部において観覧することをいう。
- (3) 観覧料 法第47条の2第3項の規定により徴収する観覧料をいう。

(橋上部における公開)

第3条 町は、人命の安全を確保する観点から、見学者等の行動が把握され、地震その他の災害時に避難等の適切な行動ができるよう安全に十分配慮しつつ、文化財的価値の活用と人的安全性の確保を図ることを目的として、通潤橋の橋上部における公開を行うものとする。

(公開の期間)

第4条 公開を行う期間は、毎年度、町長が通潤橋保存活用検討委員会（通潤橋保存活用検討委員会設置要綱（平成28年山都町教育委員会告示第4号）第1条の規定により設置したものをいう。）に諮って決定するものとする。

(公開の中止)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公開を中止するものとする。

- (1) 強風、強雨、積雪、濃霧等の荒天時その他危険が予想されるとき。
- (2) 町又は安全巡視員において橋本体又は橋上部において異常を発見したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、見学者等が安全に観覧することが困難であると町において判断したとき。

(観覧上の注意事項)

第6条 観覧しようとする者は、次の各号に掲げる事項に十分留意して、安全に観覧しなければならない。

- (1) 橋上部の通行に当たっては、橋上部に設定された白線の上流側部及び下流側部分に立ち入ることのないようできる限り橋上部の中央側を通行すること。
- (2) 走ること、ふざけること、暴れること等の危険な行為をしないこと。
- (3) 町が安全のために掲出した標示物の指示に従って観覧すること。
- (4) 安全巡視員の指示に従って観覧すること。
- (5) 周りの観覧者の動きに注意して観覧すること。

- (6) 児童、生徒その他の団体にあつては、引率者等の管理又は監督の地位にある者の責任の下において、1列又は2列の隊列により整然と右側通行により観覧すること。
- (7) 監護を必要とする子どもにあつては、当該監護者の監督の下において観覧すること。
- (8) 観覧について介助を必要とする者には、介助する者が付き添って、誘導その他安全上適切な支援を行うこと。
- (9) 酒気を帯び、又は疾病、疲労その他の理由により安全に観覧することができないおそれがないこと。
- (10) 喫煙をし、又は火を使用する器具を携帯しないこと。
- (11) 自らが停止している場合を除き、携帯電話用装置、カメラ等を使用しないこと。
- (12) 三脚、一脚、脚立等を用いて写真等を撮影し、若しくは物を広げ、又は他の観覧者の観覧の妨げとなる行為をしないこと。
- (13) ヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を装着して安全巡視員の指示その他周囲の音が十分聞こえないような状態で観覧しないこと。
- (14) 傘を使用するときは、視野が妨げられ、風の影響を受け、又は他の観覧者に接触したりしないこと。
- (15) 軽車両又は車両を乗り入れないこと。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、安全な観覧を確保するために必要な事項を遵守すること。

(観覧)

第7条 見学者等は、観覧しようとするときは、規則で定めるところにより、観覧の申込みをしなければならない。

2 前項に規定する観覧の申込みは、前条に規定する観覧上の注意事項を遵守することができないときは、してはならない。

- 3 見学者等は、第1項の規定により観覧を申し込むときは、同時に観覧料を納付しなければならない。

(観覧料)

第8条 観覧料の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町の区域内に住所を有する者 1人につき100円
 - (2) 前号に掲げる者を除く。
 - ア 高校生以上 1人につき500円
 - イ 小学生及び中学生 1人につき200円
- 2 小学校第4学年の社会科見学（小学校学習指導要領に定められた調査活動等を通して必要な情報を調べまとめる技能を身に付けることを目標として行われるものをいう。）における観覧料の額は、前項の規定にかかわらず、1人につき100円とする。
- 3 既納の観覧料は、第5条各号のいずれかに該当する場合において公開を中止したときに限り、納付した者の請求により還付することができる。

(観覧料の免除)

第9条 町長は、次に掲げる者の観覧料を免除することができる。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの者
- (2) 公用又は公益上特に必要があると町長が認める者

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。